

西東京・住基ネットいらない! ニュース

2005年5月20日発行 vol.7 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshonishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246）

住基ネット取消訴訟&国賠訴訟 第4回口頭弁論

住基ネットは負担が 大きくメリットなし

西東京市民が原告になって東京地裁に訴えている2つの住基ネット訴訟は、いずれも4月に第4回口頭弁論を行いました。

まず3名の原告による取消訴訟の口頭弁論は、4月12日に開かれました。原告は前回、「住民票コード番号はその人固有のもので一生涯ついてまわる。これは変更したとしても履歴が保存されるので、人の同一性はずっと把握され続ける。したがって一過性の単なる整理番号の域をはるかにこえた問題であり重要な意味をもち、行政処分に該当する」と訴えていました。これに対して被告は「一般論として、一定の番号を一時的に住民に割り当てることはありうる」「変更した住民票コードは一定期間にかぎって保存される」などと、住民票コードによる管理は「一時的」なものであると主張しています。

主権者である住民の位置づけは？

一方、国賠訴訟はその翌週、4月18日に口頭弁論が開かれました。

原告側は証拠として4冊の書籍と1本の論文を提出しました。まず櫻井よしこ他著『「住基ネット」とは何か?』。国際的なコンピュータ専門家(伊藤穰一氏)が住基ネットや住民票コードに強い危惧感を抱いていること、実施されるまでの経過、市町村にとって住基ネットが望まれていないこと、西東京市議会も実施延期の意思表示をしていたことなどを立証するためのものです。日弁連著『プライバシーがなくなる日』では、市町村にとって住基ネットの負担が大きい一方でほとんどメリットを感じられないことが明らかにされています。藤本一男氏の論文では情報システム論の観点から、住基ネットには情報システムの検討が抜けていること、主権者である住民の位置づけがなされていないことなどの問題があることが明確となっています。

被告が提出した準備書面は「プライバシー侵害という原告主張は具体的内容が不明だ」などというものでした。(H)

よてい表

「住基ネットいらない訴訟」中間報告集会

6月5日(日) 14時～ 田無公民館第1学習室

取消訴訟 第5回口頭弁論

6月29日(水) 10時30分～ 東京地裁713号法廷

国賠訴訟 第5回口頭弁論

7月11日(月) 10時00分～ 東京地裁713号法廷

活動日誌

4/12 取消訴訟 第4回口頭弁論
4/18 国賠訴訟 第4回口頭弁論
5/7 世話人会

西東京

「住基ネットいらない！」 ダブル訴訟 中間報告集会



6月5日(日曜)

午後2時～4時 田無公民館第1学習室

* 集会終了後、「住基ネット訴訟・西東京の会」総会を開催します

個人情報保護法が施行されて、私たちの身边でも、たとえば病院あるいは職場などでさまざまな変化が見られるようになりました。しかしちょっと待ってください。この法律はもともと「住基ネットを適正に運用するため」に整備が必要とされていました。いうまでもなく、個人情報を集積する日本最大のシステムは住基ネットです。このシステムは、はたして本当に安全に、適切に、そして費用に見合うように運用されているのでしょうか？

西東京市では住基ネットの適法性をめぐって、2つの裁判が同時に進められています。

1つは、住民票コード付定処分取り消しを求めた行政訴訟「住基ネット付番取消訴訟」。これは2002年、市が住基ネット参加を決めて私たちに住民票コード番号を付けたことに、597名の市民が起こした異議申し立てに始まっています。市さらに都による却下・棄却の決定に対して、3名が代表となって付番取消を東京地裁に求めています。

原告を3名にしぼったのは、費用の問題もあります。もう1つの国家賠償請求訴訟では、慰謝料を1人10万円に設定することで、裁判費用を安く抑え、より多くの市民の参加を募りました。2004年8月5日の一次訴訟では、119名の原告が、一方的に住民票コードを付けられて管理されることへの苦痛とリスクを訴えています。

2つの訴訟はこれまでともに4回の口頭弁論が開かれています。「法廷という公式の場で、市との真摯な対話を」という原告の望みとは裏腹に、市は国の代理人に訴訟を丸投げし、市自身の見解をしめすことは、これまでのところまったくありません。原告団、弁護団をまじえてこれまでの裁判の経過を報告し、参加者で討論を行います。

主催 住基ネット訴訟・西東京の会

(連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246)